

三重県立名張高等学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「生命又は身体に重大な危険を生じさせる」ため、いじめを積極的に認知することが必要。また、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、学校教育活動全体を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (2) いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめが起きにくい、いじめを許さない」環境づくりに取り組む。
また、けんかやふざけ合いでも被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめの防止・早期発見・対処に努め、生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外（インターネットを通じて行われるものを含む。）を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨とし、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ適切に取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該生徒担任、教育相談係、人権教育推進係

※その他必要に応じて、弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家等活用をする。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 名張高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価。
- ウ 定期的なアンケート調査、個人面談の実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導體制

特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導體制を別に定める。

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

5 いじめの防止および早期発見の取組

年間の学校教育活動全体を通じて、多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、指導内容のプログラム化を図る。また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等が実施できるよう、教職員の資質向上を図る校内研修の取り組みも含めた、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

6 いじめ事案への対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

別紙4 組織的対応

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときを指す。その際は、重大事態が発生したものとして、学校が報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

学校が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、必要に応じて県教育委員会に対して重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、生徒や保護者、地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。